診療時間が20分未満での歯科訪問診療1の算定について

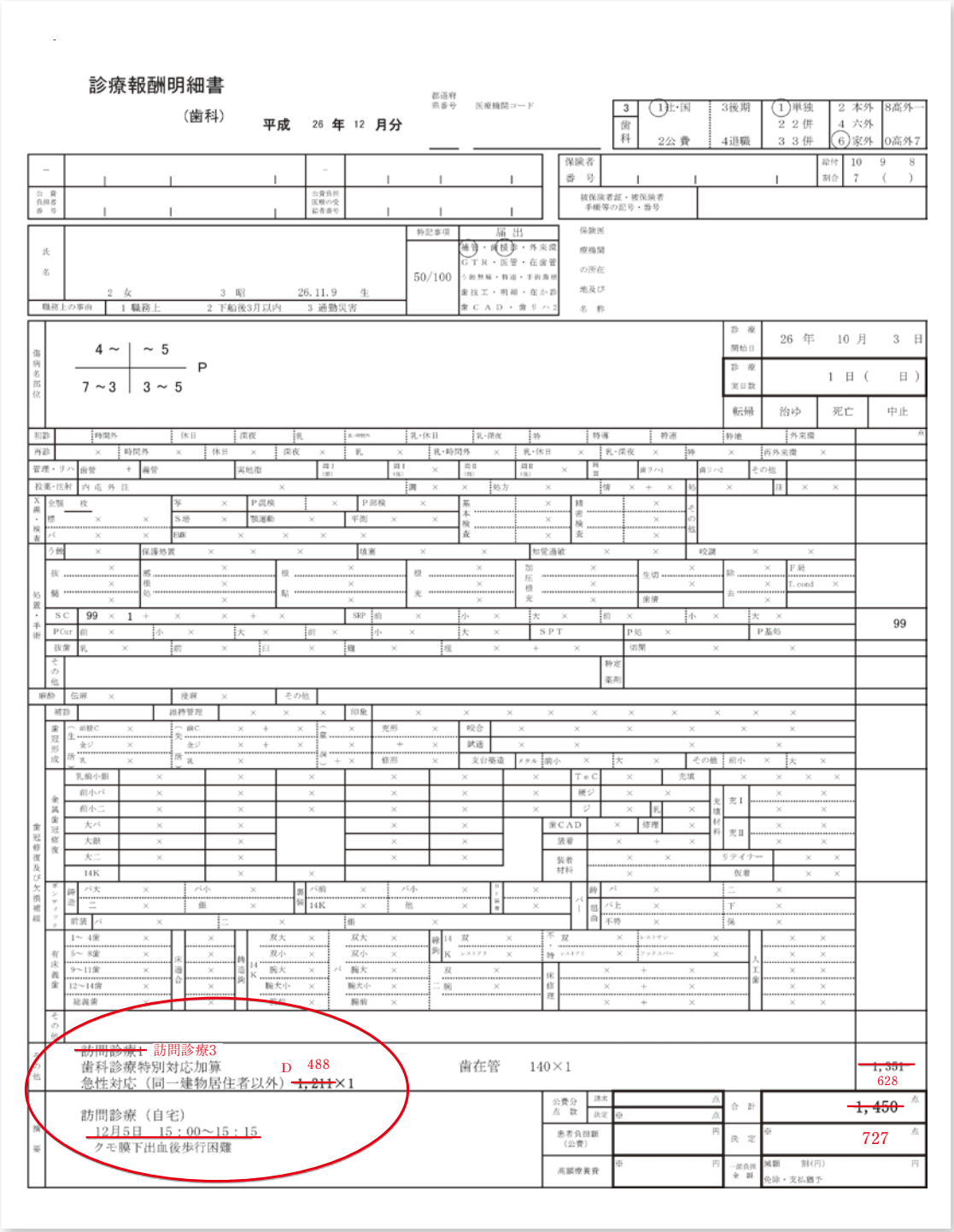

診療報酬明細書

（歯科）　平成 26 年 12 月分

訪問診療1 訪問診療3
歯科診療特別対応加算　D 488
急性対応（同一建物居住者以外）~~1,211~~×1
歯在管　140×1
~~1,351~~ 628

訪問診療（自宅）
12月5日　15：00～15：15
クモ膜下出血後歩行困難

~~1,450~~ 点
727 点

歯科訪問診療料の算定については、告示（平成26年3月5日付け厚生労働省告示第57号）、通知（平成26年3月5日付け厚生労働省通知保医発0305第3号）において次のように示されています。

【告示　平成26年3月5日付け厚生労働省告示第57号】

第２章　特掲診療料
　第２部　在宅医療
　　C000　歯科訪問診療料
　　1　歯科訪問診療１　866点
　　2　歯科訪問診療２　283点
　　3　歯科訪問診療３　143点
　　注１　1については、在宅等において療養を行っている患者（当該患者と同一の建物に居住する他の患者に対して当該保険医療機関が同一日に歯科訪問診療を行う場合の当該患者（以下この区分番号において「同一建物居住者」という。）を除く。）であって通院が困難なものに対して、当該患者が居住する建物の屋内において、次のいずれかに該当する歯科訪問診療（診療時間が20分以上（同一日に当該患者に対して複数回の歯科訪問診療を行った場合は、その合計した時間を診療に要した時間とする。以下同じ。）の場合に限る。ただし、当該患者の容体が急変し、やむを得ず治療を中止した場合においては、この限りでない。）を行った場合に算定する。この場合において、区分番号A000に掲げる初診料又は区分番号A002に掲げる再診料は、算定できない。
　　イ　患者の求めに応じた歯科訪問診療
　　ロ　歯科訪問診療に基づき継続的な歯科診療が必要と認められた患者に対する当該患者の同意を得た歯科訪問診療
　　注２　（略）
　　注３　3については、在宅等において療養を行っている患者（同一建物居住者に限る。）であって通院が困難なものに対して、当該患者が居住する建物の屋内において、当該保険医療機関が、次のいずれかに該当する歯科訪問診療を同一日に10人以上の患者に行った場合又は在宅等において療養を行っている患者であって通院が困難なものに対して、当該患者が居住する建物の屋内において、当該保険医療機関が、次のいずれかに該当する歯科訪問診療（診療時間が20分未満の場合に限る。）を行った場合に算定する。この場合において、区分番号A000に掲げる初診料又は区分番号A002に掲げる再診料は、算定できない
　　イ　患者の求めに応じた歯科訪問診療
　　ロ　歯科訪問診療に基づき継続的な歯科診療が必要と認められた患者に対する当該患者の同意を得た歯科訪問診療

【通知　平成26年3月5日付け厚生労働省通知保医発0305第3号】

第２章　特掲診療料
　第２部　在宅医療
　　C000　歯科訪問診療料
　　（1）歯科訪問診療料は、・・・中略・・・。なお、歯科訪問診療料の算定に当たっては、「歯科訪問診療における基本的考え方」（平成16年日本歯科医学会）を参考とし、次の区分により算定する。

		同一の建物に居住する患者数		
		1人のみ	2人以上9人以下	10人以上
患者1人につき診療に要した時間	20分以上	歯科訪問診療1	歯科訪問診療2	歯科訪問診療3
	20分未満	歯科訪問診療3	歯科訪問診療3	

　　（7）「歯科訪問診療3」は、「同一建物居住者」に対して保険医療機関の歯科医師が同日に10人以上に対して訪問診療を行う場合又は診療に要した時間が当該患者1人につき20分に満たない場合に算定する。

（参考）
【通知　平成26年3月26日付け厚生労働省通知保医発0326第３号】

Ⅲ　歯科診療に係る診療報酬請求書及び診療報酬明細書の記載要領
　第３　診療報酬明細書の記載要領（様式第３）
　　2　診療報酬明細書の記載要領に関する事項
　　（27）全体の「その他」欄について
　　ウ　在宅医療について
　　（ア）歯科訪問診療料は、点数、回数及びその旨を記載する。緊急、夜間若しくは深夜加算、患家診療時間加算、歯科診療特別対応加算、初診時歯科診療導入加算、在宅患者等急性歯科疾患対応加算又は地域医療連携体制加算がある場合は、その旨、当該加算を加算した点数及び回数を記載する。なお、「摘要」欄に、訪問診療を行った日付、実施時刻（開始時刻と終了時刻）、訪問先名（記載例：自宅、○○マンション、介護老人保健施設××苑）及び患者の状態（急変後の対応を行った場合は、その旨を記載する。）を記載し、訪問診療時の歯科訪問診療補助加算は、全体の「その他」欄に「訪補助」と表示し、点数及び回数を記載する。

本事例については、「摘要」欄の実施時刻の記載から、診療時間が20分未満であるため、当該告示等により、歯科訪問診療3の算定となりますので、ご留意ください。